

2021年4月8日

JIS Y (ISO) 20252 審査・認証機関各位

JIS Y (ISO) 20252 「附属書 A.5 アクセスパネル」の解釈について

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

拝啓

貴下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

JIS Y (ISO) 20252:2019 の認証審査の過程で、同規格の『規格解釈のガイドライン』、「附属書 A.5 アクセスパネル」の冒頭に記載されている「アクセスパネルを保有し、サービスを提供する調査機関（以下略）」の理解に関連し、「保有するアクセスパネル」には業務提携先のパネルを含めてよいか、とのご質問をいただきました。「認証区分 R：アクセスパネル管理」の対象調査機関の定義にも影響する重要な問題と認識し、慎重に検討を重ねて参りましたが、このほど下記のように解釈することといたしましたのでご案内申し上げます。

JIS Y (ISO) 20252 審査・認証機関におかれましては、今後のご対応のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 主体となる調査機関（この場合は1組織）が「保有するアクセスパネル」には、下記2. の①～④のすべての条件を満たす場合、業務提携先のアクセスパネルを含めることが可能。
2. 業務提携先のアクセスパネルを「保有」に含めるための条件は次の通り。それらの適否は審査時に確認を行う。
 - ① 附属書 A.5 のすべての要求事項を満たす（すなわち、自組織所有のパネルと同等の管理がなされており、検証可能である）
 - ② アクセスパネルとしての実体（募集から維持管理までを含む）がある
 - ③ 個々のアクセスパネル参加者との契約または適切な説明・合意が交わされている
 - ④ 主体となる調査機関に個人情報の第三者提供が行われる（または行われることがある）ことが明確にされており、個人情報保護法や同ガイドラインに抵触しない

3. 「保有」に含めることができない事例としては、以下のようなものがある。

- ① 主体となる調査機関がアクセスパネルの管理プロセスを持たず、提携先に単なる二次委託（外注）を行っている場合
- ② 主体となる調査機関がアクセスパネルの管理プロセスを有していても、提携先が複数あり、それらすべてのアクセスパネルの管理権限を持たない場合（2. の条件を満たさない提携先のパネルは「保有」に含めることができない）

その他、本件または認証スキームに関わるご質問などございましたら、JMRA 事務局までお問い合わせください。

<参考情報>

この「保有アクセスパネル」問題は、実は国際的にも議論があり、ISO/TC225 では直ちに結論を出さず、当分の間「各国ごとに考え方を決めて運用する」ことで合意しています。

アメリカ合衆国、英国、オーストラリアをはじめとする多数派は、「保有」に業務提携先のアクセスパネルを含むことに同意していますが、オランダが「自社パネルのみとすべき」と主張している状況です。

今回、日本としては的確な管理が行われることを前提に、前者に賛同して「保有に含めてよい」立場を明確にするものです。

以上